

令和 8 年 9 月 9 日から市営住宅の入居者を募集します ～オンライン手続きかわさきでの申込受付を新たに開始します～

川崎市は、令和 8 年 9 月 9 日（水）から川崎市営住宅の入居者を募集します。今回の募集から、**オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）での電子申請による申込受付を開始**します。これにより、申込書の郵送等による申込みに加えて、**パソコンやスマートフォンからでも市営住宅の申込みが可能**になります。

1 募集戸数

新築 93 戸、空き家 163 戸（計 256 戸）

2 募集のしおり（申込書）の配布・受付期間

令和 8 年 9 月 9 日（水）から 9 月 18 日（金）まで（9 月 18 日（金）午後 5 時 15 分締切）

3 募集のしおり（申込書）の配布場所

川崎市住宅供給公社、まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課、区役所、支所、出張所、行政サービスコーナー、かわさき情報プラザ、川崎県民センター県民の声・相談室、シニア・ジョブスタイル・かながわ、川崎市国際交流センター

4 申込方法・申込先・募集の問合せ先

(1) 申込方法

・郵送（締切日の消印まで有効）又は川崎市住宅供給公社の受入箱へ投函

・**オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）からの申込み**

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>



(2) 申込先

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-2-4 川崎市住宅供給公社住宅部市営住宅管理課

(3) 募集の問合せ先

専用電話 044-244-7578

5 抽選及び抽選結果発表

(1) 抽選

令和 8 年 11 月 12 日（木）

抽選会の様子を川崎市住宅供給公社ホームページで公開します。（当日午後 1 時から 5 時まで）

(2) 抽選結果発表

令和 8 年 11 月 13 日（金）各区役所に掲示

※川崎市及び川崎市住宅供給公社ホームページでは、令和 8 年 11 月 12 日（木）午後 2 時掲載予定

<https://www.kawasaki-jk.or.jp>



6 申込資格

住宅に困窮し、次の全てに当てはまること。暴力団員に該当する場合は、入居できません。

(1) 同居親族があること。（単身者向けを除く。）

(2) 市内在住又は市内の勤務先に 1 年以上勤務していること。

(3) 計算した月収額が次の金額を超えないこと。

ア 普通世帯（特認世帯以外） 158,000 円

イ 特認世帯（高齢者世帯・心身障害者世帯・義務教育終了前の子がいる世帯） 214,000 円

※このほか、申込区分に応じて一定の申込資格が必要となります。

問合せ先

（制度全般に関すること・e-KAWASAKI に関すること）

川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 須山

電話 044-200-2948（内線 36631）

（申込手続きに関すること）

川崎市住宅供給公社住宅部市営住宅管理課 向井

電話 044-244-5678

申込区分一覧

申込区分		戸 数
新 築	一般世帯向け	1 3 戸
	若年・子育て世帯向け【期限付き】	2 4 戸
	単身者向け	5 6 戸
	合計	93戸
空 き 家	一般世帯向け	4 2 戸
	若年・子育て世帯向け【期限付き】	1 7 戸
	世帯向け(高齢者・心身障害者世帯)	1 9 戸
	単身者向け	3 9 戸
	単身者向け(60 歳未満)【期限付き】	5 戸
	大家族世帯向け	2 戸
	シルバーハウジング 単身者向け	1 6 戸
	シルバーハウジング 世帯向け	1 2 戸
	特別空家 世帯向け	5 戸
	特別空家 単身者向け	5 戸
	特別空家 大家族世帯向け	1 戸
	合計	163戸
募集戸数		256戸

申込区分	申込資格
一般世帯向け	同居親族がある申込者を対象とした区分
若年・子育て世帯向け	<u>未就学児童を含む親族と2人以上の世帯又は申込者を含め同居親族全員が40歳未満の世帯</u> を対象とした区分
世帯向け(高齢者・心身障害者世帯)	同居親族がある申込者のうち、 <u>高齢者と心身障害者世帯</u> を対象とした区分
単身者向け	<u>同居親族がない高齢者や心身障害者等</u> を対象とした区分
単身者向け(60歳未満)	<u>同居親族がない60歳未満の申込者</u> を対象とした区分
大家族世帯向け	<u>申込者と同居親族の総数が4人以上の世帯</u> を対象とした区分
シルバーハウジング 単身者向け	<u>高齢者に配慮した住宅で、同居親族がない65歳以上</u> の申込者を対象とした区分
シルバーハウジング 世帯向け	<u>高齢者に配慮した住宅で、65歳以上の申込者と同居者(配偶者又は65歳以上の親族)の2人</u> を対象とした区分
特別空家	入居者が当該住戸内で死亡して発見されるなど、通常の申込区分と区別し募集する住戸